

柏市福祉有償運送運営協議会審査・運用基準

No.	項目	国が法令等で示す要件（概要）	柏市福祉有償運送運営協議会上乗せ基準	一般社団法人 インナーピース
1	運送主体	<p>1 次の非営利法人であること。 (1) 特定非営利活動法人 (2) 民法第34条の規定により設立された法人 (3) 農業協同組合 (4) 消費生活協同組合 (5) 医療法人 (6) 社会福祉法人 (7) 商工会議所 (8) 商工会</p> <p>2 運送主体である法人等の役員は、道路運送法第9条の4第1号から第4号に該当していないこと。</p> <p>3 運行に関して全ての責任体制が確立していること。</p>		一般社団法人
2	運送の対象	<p>1 事前に会員として登録された次の者及びその介助 (1) 身体障害者福祉法第4条にいう「身体障害者」 (2) 介護保険法第19条第2項にいう「要支援者」 (3) その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害、自閉症、学習障害等の発達障害を有する者、</p> <p>以上の者で、他人の介助によらずに移動することで、単独では公共交通機関を利用することが困難な者。なお、(3)及び(4)に該当する者を対象とする場合には、運営協議会において身体状況等について確認がされた者であること。</p> <p>2 透析患者のための運送、知的障害者、精神障害者の施設送迎等で、運営協議会が必要と認めた場合、収受する対価が関係通達等の定める基準を満たしていることについて運営協議会の合意が得られた場合は1回での複数乗車ができるものとする。</p> <p>3 運営主体は、会員の氏名、住所、年齢及び移動約者であること、その他必要な事項を記載し、会員名簿を作成し、個人情報の保護の観点から適</p>	<p>1 左記1に該当しても、タクシーの利用が可能ならばタクシーなど他の交通機関を紹介するなど、身体同士が連携協力しながら移動困難者の移動手段を確保する方策を講ずること。</p> <p>2 会員登録に際しては、移動制約事由チェック票（柏市様式）により確認を行い、当該団体の責に任じて適正に運用すること。</p> <p>3 移動制約事由チェック票は客観性を持たせるため、可能な限り、書類等で国が法令等で示す要該当事由等の確認を行う。</p> <p>4 左記1の(3)及び(4)に該当する者が会員となる場合には、運営協議会にチェック票を提出すること。</p> <p>5 会員名簿及びチェック票等は、個人情報に配慮した形で市に提出し、運営協議会に報告すること。</p> <p>6 会員登録は、当該団体で対応可能な会員数とし、むやみに会員数を拡大しないこと。</p>	<p>内訳 会員数 8名 身体障害者 2名 要介護認定者 1名</p> <p>その他 5名</p> <p>移動制約事由チェック票提出 8名</p>

		に管理すること。		
3	運送の区域	発着地のいずれかが運営協議会において定められ市町村を単位とする区域とすること。(=柏市内)		発着地のいずれかが柏市内
4	使用車両	<p>1 乗車定員11人未満で、かつ、次の車両であること。</p> <p>(1) 福祉自動車</p> <p>ア 寝台車：車内に寝台（ストレッチャー）を定する設備を有する車両</p> <p>イ 車いす車：車いすの利用者が車いすのまま内に入り込むことが可能な車両でスロープ又リフト付の車両</p> <p>ウ 兼用車：ストレッチャー及び車いすの双方対応した車両</p> <p>エ 回転シート車：回転シート（リフトアップシートを含む。）を備える車両</p> <p>(2) セダン等（貨物輸送の用に供する車両を除く）</p> <p>2 使用権原は運送主体が有すること。また、ボランティア運転者等から提供される車両を使用する場合には、次に適合すること。</p> <p>(1) 運送主体とボランティア運転者等との間に車の使用に係る契約が締結され、その契約の内容証する書面が作成されていること。</p> <p>(2) 当該契約に有償運送の管理及び運営、特に事発生、苦情等への対応について運送主体が責任負うことが明確化されていること。</p> <p>(3) 利用者に対し、事故発生、苦情等の対応に係る運送主体の責任者及び連絡先が明瞭に表示されていること。</p> <p>3 車体側面には外部から見やすいように有償運送の登録を受けた車両である旨の次の表示をする</p> <p>(1) 運送主体の名称</p> <p>(2) 「有償運送車両」の文字</p> <p>(3) 登録番号</p> <p>この場合、文字はステッカー、マグネットシート又はペンキ等による横書きとし、一文字の大きさは、縦横50ミリ以上とすること。</p> <p>4 登録証の交付を受けた運送主体は、登録証の写を車両に備えて置くこと。</p>	<p>1 ボランティア運転者等との契約に基づき使用している車両や福祉有償運送以外にも使用する可る車両には、誤解を避けるためマグネット式表示使用し、福祉有償運送以外の用途に使用する場合当該表示を外すこと。</p>	<p>車いす車1台(軽) 運送主体の所有</p> <p>セダン車2台(軽) 全て運送主体の所有</p>
5	運転者	<p>1 自動車の種類に応じて、次のいずれかの要件を与える者であること。</p> <p>(1) 福祉自動車</p> <p>ア 第二種運転免許を有しており、その効力が</p>		

	<p>止されていない者。</p> <p>イ 第一種運転免許を有しており、かつ、その効力が過去2年以内において停止されていない者であつ</p> <p>(2) セダン型</p> <p>(1)の福祉自動車を運転させる場合の要件に加えの要件のいずれかを備える者。(またはいずれの要件を備える者の乗務)</p> <p>ア 介護福祉士</p> <p>イ 国土交通大臣が認定するセダン等運転者修了している者。</p> <p>ウ 訪問介護員</p> <p>エ その他、国土交通大臣が認める要件を備えている者。</p> <p>4 運転者が死亡又は負傷者(自動車損害賠償保障施行令第5条第2号、3号、又は4号に掲げる障を受けた者)が生じた事故を惹起した場合、その輸送の安全が確保されていないと認められる場合は、独立行政法人自動車事故対策機構が実施する正診断を受診させ、運転免許の停止条件が解除された後でなければ運転業務を再開してはならないこと</p> <p>5 運営主体は、運転者氏名、住所、生年月日、運転免許証に関する内容、講習等の受講歴、交通事故道路交通法違反に係る履歴等を記載した運転者台を運転者ごとに作成し、加除等を適正に行い、2年間保管すること。</p> <p>6 運送主体の名称、運転者氏名、運転免許証の有期限、運転者要件を記載した運送主体の発行する証を車内に掲示、あるいは運転者に携行させること</p>	<p>1 左記イに該当する場合は、運転歴3年以上の者であること。</p> <p>2 運送主体は、定期的な研修計画を自主的に作成し、運転者に積極的に研修を受講させることに運送の安全及び旅客の利便の確保に努めること。</p>	<p>運転者 2名 第一種運転免許 2名 一種免許2名のうち全員が</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転歴3年以上 ・過去2年間、運転免許停止処分を受けていない ・70歳以下 <p>一種免許2名のうち全員が福祉有償運送運転者講習及びセダン等運転者講習を修了済み</p>
6 損害賠償措置	<p>1 ボランティア運転者等の持込車両も含め、全て車両について、次に該当する任意保険又は共済(搭乗者障害を対象に含むものに限る。)に加入していること、又はその計画があること。</p> <p>(1) 対人 8,000万円以上</p> <p>(2) 対物 200万円以上</p>	<p>1 左記については、次と同等以上の保険に加入していること。</p> <p>(1) 対人 無制限</p> <p>(2) 対物 1,000万円以上</p> <p>(3) 搭乗者傷害 1,000万円以上</p> <p>2 ボランティア運転者等の持込車両を使用する場合、有償運送中の事故が対象となる保険に加入と。</p>	<p>運送主体所有の3台全てが対人無制限、対物無制限、人身傷害5,000万円の保険に加入</p>
7 運送の対価	<p>1 対価の範囲は次を含むものとする。</p> <p>(1) 運送の対価</p> <p>運送サービス利用に対する対価で、営利に至らない範囲として、原則として、次の中から選択</p>		

	<p>る。ただし当該地域(=柏市内)におけるタク の上限運賃の概ね2分の1の範囲内であるこ ア 距離制 イ 時間制 ウ 定額制</p> <p>なお、いずれにもよりがたい場合、運営協議 の合意に基づき地域の実情に応じて設定でき と。</p> <p>ア及びイにおいて、車庫を出発した時点から 走行距離を基に対価算定する場合には、タク が運送した場合の実車運賃額に迎車回送料金を えた合計額と比較して、当該対価が概ね2分 の範囲内であること。ただし、この場合、迎車 送料金を併せて徴収しないこと。</p> <p>ウにおいては、利用者間の公平を失するよう 対価設定をしないこと。</p> <p>(2) 運送の対価以外の対価 運送サービスと連続して、又は一体として行 れる役務の提供並びに設備の利用に対する対価 (迎車回送料金、待機料金、介助料、添乗料、 備使用料等)で、実費の範囲内であること。</p> <p>2 対価の適用方法は次のものとする。</p> <p>(1) 距離制及び時間制の双方を定める場合、それ れの適用方法について明確な基準を設け利用者 対して適用する対価の説明を行うこと。</p> <p>(2) 複数乗車の場合の運送の対価は、旅客一人ず から対価を収受するため、「定員を最大限利用 したときの対価の総額」又は「平均乗車人員で運 送した場合の対価の総額」がタクシー運賃の概ね 分の1の範囲内であること。</p> <p>(3) 運送の対価以外の対価については、旅客が利 用する設備や提供される役務の種類ごとに金額 明記した書類を会員に提供すること。</p> <p>3 タクシーの半額等、必要以上に価格の安いこと 煽って会員等の募集を行わないこと。</p>		<p>時間制 走行30分ごとに1,000円 利用者会員宅から目的地、目的地 から利用者会員宅までの走行距離により 算出をする。</p> <p>待機料金 1,000円/30分ごと 介助料金 1,000円/30分ごと 添乗料金 1,000円/30分ごと</p>
8 管理運 営体制	<p>1 運行管理や整備管理に係る指揮命令、運転者に 対 含めた事故発生時における緊急連絡体制や苦情処 理体制を整備すること。</p> <p>2 運行管理責任者の選任にあたっては、事務所ご に配置する車両数により必要となる員数を選任す こと。なお、配置する車両数が5両以上となる事 所の場合の運行管理責任者は次のいずれかの要件</p>	<p>1 事故発生時の対応がマニュアル化されてお り、人身事故及び重大な物損事故については、書 第ト号)により速やかに市に報告すること。</p> <p>2 利用者からの苦情への対応がマニュアル化さ おり、苦情のうち、制度に関わるもの、他の実施 に影響があるものについては、書面(参考様式第 により速やかに報告すること。</p> <p>3 福祉有償運送の輸送実績報告書を四半期ごと</p>	<p>運行管理体制、運行管理マニュアル 有り</p>

	<p>満たすこと。</p> <p>(1) 法第23条第1項の運行管理者(39両まで1人, 以降40両ごとに1人)</p> <p>(2) 運行管理者の受験資格を有する者</p> <p>(3) 安全運転管理者の選任要件を備える者</p> <p>(4) 国土交通大臣が同等以上の能力を有すると認めた者</p> <p>(2)~(4)の場合, 19両まで1人, 以降20両ごとに1人。</p> <p>3 運行管理者がやむを得ず不在となる場合は, 予運行管理を代行する者を定め, 適切な運行管理の施を確保すること。</p> <p>4 利用者に対し, 事故発生, 苦情対応に係る運営体の責任者及び連絡先を明瞭に表示すること。</p> <p>5 事故や苦情処理の記録を行い, 事故については年間, 苦情処理については1年間その記録を保存すること。</p> <p>6 安全な運転のために運転者に対して行う確認や示は, 原則として対面により実施すること。対面の確認が困難な場合には, 電話により必要な確認指示を確実にできる体制を整備し実施するとともに, 安全な運転のための確認表を1年間保存すると。また, 乗務記録についても同様とすること。</p>	<p>の定めた書面により報告すること。</p>	
9 その他	<p>1 初回の更新登録の有効期限は2年とする。それ以後のいずれにも該当する場合は, 3年とすること</p> <p>(1) 運行管理方法の改善等(路線又は運送区域の変更, 対価の変更, 保険契約締結の措置)に係る命令を受けていないこと(法第79条の9第2項)</p> <p>(2) 重大事故を引き起こしていないこと(法79条の10及び自動車事故報告規則第2条第1項に定する事故等)</p> <p>(3) 法79条の12に基づく業務の全部又は一部停止命令を受けていないこと</p> <p>2 次の事項の変更をした場合は, 軽微な事項の変更と。</p> <p>(1) 名称及び住所並びに代表者の氏名</p> <p>(2) 自家用有償旅客運送の種別(過疎地有償運送及 れかを行わないこととする場合に限る。)</p> <p>(3) 路線又は運送の区域を減少する場合</p> <p>(4) 事務所の名称及び位置</p>	<p>1 新規及び更新等の申請の際には, 国で示されている必要な書類の他, 次に掲げる書類を市へ提出。</p> <p>(1) 柏市福祉有償運送運営協議会依頼</p> <p>(2) 利用料金表</p> <p>(3) 運行管理マニュアル</p> <p>2 左記の2及び3については, 運輸支局長等に届出を行った後, 市へ届出の書類の写しを提出すること。</p> <p>3 業務の廃止をする際には, 会員に対する説明やその後の措置等, 会員の利便性を損なうことのないよう十分な配慮を行うこと。</p>	

	<p>(5) 事務所ごとに配置する車両の数及びその種類との数</p> <p>(6) 運送しようとする旅客の範囲</p> <p>3 登録の有効期間が満了した場合及び業務の廃止届出を行った場合は、登録抹消となり、登録証の原本を運輸支局長等に返納すること。</p>	
--	---	--